

中国・北京市の盲学校訪問報告

— 中国における特殊教育の現状 —

Report on the Visit to a School for the Blind in Beijing, China
— Present Situation of Special Education in China —

藤原 等 白佐 俊憲 野崎 嘉男
Hitoshi FUJIWARA Toshinori SHIRASA Yoshio NOZAKI

I はじめに

1. 報告にあたって

このレポートは、1996年9月8日～9月17日までの10日間、北海道女子短期大学特別研究費規程による平成8年度「海外研究費」の支給を受けて、北京市で行なった「中華人民共和国における教育・文化事情視察」の研修成果の一部を報告するその第3報である（以下、中華人民共和国を中国と略す）。第1報は、白佐他による「中国・北京市の小中学校訪問報告」、第2報は野崎他による「中国・北京市の幼稚園・中国美術館訪問報告」である。本報告との併読を希望する。

2. 中国の若干の印象

1996年9月、北京・天津（てんしん）・哈爾濱（はるびん）の3都市をかけ足で訪問した。哈爾濱は、本研修とは別建ての本学の公務による出張であったが、この間、現代中国を垣間見てきた。

その印象は、まさに日本の明治・大正・昭和・平成が渾然一体としているかのようであり、昭和初期と戦前と戦後の10年間、そして現代日本が同居しているかのようでもあった。人工衛星・宇宙ロケットや核爆弾、超高層ビルからオート三輪車、そして馬車。自転車と中古自動車の洪水、路地裏の煉瓦づみのバラック住宅の群れ。夜になると裸電球だけが路地裏を照らし、ポーッと人影が動く。気配、現代日本人が忘れかけていた気配の世界である。多くのこうした住宅のトイレは共同便所であり、人力車で走ると糞尿の匂いが漂う。車道まではみ出している露天商。多くは郊外の農民で、それぞれが自由に栽培・飼育した野菜や果物、鶏卵や豚肉を地べたに並べて売っているのである。札幌や東京のオフィス街の風景と見間違えばかりのファッションブルな女性たち、人民服の男性にはほとんど出会えなかった。スーツにネクタイ、ロングスカートをハンドルの位置までたくし上げて、自転車でオフィスに向かう若い女性たち。だが子供に出会うことは少なかった。改革・開放経済のすさまじい発展の勢いを見た。この国で感じた現代日本との最大の違いは、庶民が、人間が生き生きと生きている、懸命に走っているという勢い、活力の差である。たくましく、毎日が真剣なのだというのが現代日本との違

いのように思われた。我が国の庶民も、たくましく、毎日が真剣だとは思いますが、なぜか、にじみ出ているものが違っていた。

日本の明治・大正・昭和、昭和初期や戦前と渾然一体であると言うようなことを上で述べたが、筆者の一人、藤原は1942年生まれで、明治・大正、昭和初期や戦前のことを知っているわけではない。種々の文献を通して知っているだけであるが、それなのに現代中国に対して、そのような心象を抱いたのはなぜであろうか。超近代的デパート横の裏道にある有料トイレの糞尿の匂いは、藤原にとっても昭和20年代の懐かしい匂いであり、オート三輪車は少年の頃の羨望の車であり、馬車が運搬の主流であったからタイムスリップしたのかも知れない。誤解を招くと困るので断っておくが、超近代的なすばらしいトイレもあるのであり、選択肢が明治から平成までなのだということである。紫禁城（故宮）では、皇帝だけが通ることのできた石造りの道を現代中国の小さな皇帝（一人っ子の男の子）が歩いてたし（とがめられる様子もなく）、毛主席記念堂では午前中毛沢東の遺体が地下室からお出ましになるし（記念堂前の天安門広場に午前中は長蛇の見物客の列ができ、入館に2～3時間かかる、有料であることも考えさせられたことである）、王府井（ワンフーチン、ショッピング街）の「保健△△店」に飛び込んで白衣を着用した店員から風邪薬を買おうとしたら、ポルノショップで大人の玩具を売っていた（白昼、堂々と）というように、改革・開放経済はスゴイ、の一言であった。

天津市は、我が国では天津甘栗の産地として有名であるが、この町は、北京・上海・重慶と並ぶ中央政府の直轄地であり人口約800万人。北京から高速道路を車で飛ばして約1時間（車のメータは110～130 km）の距離で行けるテクノパークであった。高さ415 m、中国一だというテレビ塔からの眺望は、多数の外国との合弁工場やその住宅が整然と林立するスーパー技術頭脳都市の姿であった。天津市泥人形彩塑工作室を特別に案内してもらったが、何と我が国の「きんさん・ぎんさん」の姉妹像があるではないか。手織り絨緞工場も多数あり、テクノパークの中に伝統産業を位置付けていることに驚かされた。外貨獲得、商売上手は、21世紀のアジアのもう一つの経済大国を十分予測させるものであった。

そして、哈爾浜、松花江大橋を渡ってロシアへと続く。松花江（アムール川の支流）は湖のように広がった。大平原はとにかく続く。広い。一瞬、父を思う。松花江を渡り、はるかシベリアの凍土に広がる大森林の伐採に抑留生活の命をかけた、大地が続く、身体が震えた。黒龍江省での公務は楽しく有意義であったが、私的には複雑な思いが駆け抜けた。

もう一度書くが、改革・開放経済体制は後戻りができないと見た。社会主義国家の中での改革・開放経済路線である、大きな関心を持った。藤原もまた、改革・開放経済路線のおかげで中国を訪問できたことだけは間違いのないことである。偉大で奥深くすばらしい国である。我が国の四国と同じ面積で、秋田市と同緯度くらいに位置する人口約1,200万の首都北京にある歴史博物館は、はるかペキン原人から現代までの歴史的展示であって、この街を知るためだけでも時間がどれほどあれば良いのだろうか。北京、BEIJINGの石炭エネルギーのスモッグは偏西風によって、我が国にも到達しているという環境問題もまた克服しなければならない課題であ

り、自動車の排気ガス対策も我が国と共通の課題であるから、協力共同の仕事はたくさん存在すると見た。お金さえあれば、何でも買えるといった BEIJING であり、日用品もこの街ではほとんど日本と同じように求めることができる。ただ、ティッシュペーパーなど紙製品やナイロン・ビニール製品は厚手で、いかに薄く作るかの技術はこれからである。

3. 本報告の目的 — 中国の視覚障害教育・特殊教育，障害者福祉のこと

中国は隣国ではあるが、障害者教育・心理・福祉関係の実践や研究情報の入手が我が国では困難か、入手できても極めて断片的なものとなっている。この点では、白佐他の第1報の小学校教育、野崎他の第2報の幼児教育関係資料でも同様である。

考えてみると日中国交回復が1972年9月29日であるから、本年はちょうど25年の節目にあたる。日中国交回復は、プロレタリア文化大革命(1966年～1976年)の動乱が全土を吹き捲り混乱状態に陥っていた時期であったし、第1次天安門事件は1976年、第2次天安門事件は1989年に起こっているのである。だから、それらの克服と安定に多くの力が注がれたと思われるが、その間、劉少奇の死去(1969年)、周恩来・朱徳・毛沢東が同じ年、1976年に相次いで死去するという現代中国の指導者たちを続けさまに失っているわけで、特殊教育のことも考えてはいたに違いないが、政治・経済・生活の安定に奔走していたと見るべきであろう。

そして、ついに改革・開放路線を決断し大きく歩み始めたわけである。この25年間だけを見ても、中国は大変だったのではないか。大変でない国はないと思われるし、我が国の25年間も決して平坦ではなかったように思うが、やはり中国の、この激しい変化は注目に値しよう。あまりにも近く、古くからの付き合いのある国のことであるから、筆者は、たくさんの情報を入手できるのがあたり前だと思ってしまった。しかし現代中国とはまだ、たった25年間の交流しかしていないのである。断片的であっても致し方ないと思われる。こうして、筆者たちのような訪問を繰り返すことで、断片を一つ一つ繋いでいくことが今は大切だと中国を訪問してみることができたのである。そんなことから、北京盲人学校訪問の報告を含めて、入手できた資料をもとに、今日の中国における視覚障害教育・特殊教育，障害者福祉を概観しようと思えるだけ最新の報告をすることを目的にした。(なお本報告執筆中、1997年2月、改革・開放経済路線を決断した鄧小平が去世した。現代中国の今後を一研究者としても注目したい。)

II 北京市盲人学校を訪ねて

1. 所在地域

北京市盲人学校は、北京市の郊外に位置する淀区八里庄五路居11号にある。我が国の特殊教育諸学校も多くは都市部にあっても郊外に位置しているから北京でも同じなのかと思った。視覚障害である児童や生徒たちが都心に出かけるためには便利な地域とは言えない。

2. 歴史・伝統

中国では、盲学校のことを盲童学校という。なぜ北京市盲人学校というのか、その理由は、視覚障害児も学んでいるが、視覚障害者(大人)も学んでいるということである。我が国にお

いても昭和30年代までは盲学校に大人の視覚障害者も入学していたのと同様である。現在では我が国では大人の視覚障害者は、厚生省管轄の視力障害者センターでケアを受けている。

北京市盲人学校は、北京地区で唯一つの盲学校である。そして、中国全土で最も早く設立された特殊学校でもある。創立は1874年、スコットランドの宣教師によって設立された。名称は瞽叟通文館である。所在地域は于東城甘雨胡同であったという。我が国の盲学校の始まりは1875年イギリスの宣教医による訓盲事業の提唱、そして1876年の樂善会の設立であるから、わずかに北京市盲人学校の前身である瞽叟通文館の方が早い。

1920年、列強の帝国主義的侵略に反対し閉校になったが、1921年、瞽叟通文館は、現在の北京市盲人学校の場所に移され再開された。1923年、居明瞽目院と改称され、1954年8月北京市人民政府接管学校となり北京市盲童学校（小学校教育であった）と改称された。1969年には中等学校が開設され、1985年北京市盲人学校に改称、同時に技術短大（我が国の職業高等学校にあたる）も開設され現在に至っている。北京市盲人学校は現在もなお原北平居明瞽目院とも称せられる場合がある。また、校門の左側の表札の校名は北京市盲人学校、右側の表札の校名は北京市盲人按摩学校の表示がされている。視覚障害児と視覚障害者の両者の教育にあたっていることがわかる。

現在の校長は、海玉森先生で、国際視障教育学会中国分会副会長・北京特教研究会副理事長・盲童教育研究中心副主任も兼務しており、視覚障害教育研究の分野でも活躍している。

3. 教育年限と生徒数

以前は日本の盲学校の幼稚部に相当する部門があったが現在は無い。児童・生徒数は、男子113名、女子61名、合計174名である。小学は5年制（我が国の盲学校の小学部は6年制）、中学は4年制（我が国の盲学校の中学部は3年制）で、合計9か年の義務教育になっている。中学の上に3年制の技術短大（北京市盲人学校では専門部ともいわれていて、我が国の盲学校の高等部に相当する位置付けである）がある。我が国の盲学校高等部は普通科教育が3か年、そして職業教育として普通科教育修了者に対して修業年限2～3か年の専攻科が設置されているから違いがある。また、北京市盲人学校で9か年の義務教育を修了した人で希望者の一部は青島にある職業短大へ進学することもできる。創立以来122年の間（混乱で中断期間がある）で卒業生は1,000名以上だという（混乱期もあったことから正確な実数は不明である）。

4. 卒業生のこと

この学校の卒業生の中から、1984年の第1回身体障害者オリンピックの金メダリストが出たり、天津市身体障害者協会委員長もこの学校の卒業生である。写成（リアリズム）長編小説「琵琶情」で著名な作家、潜心剣もこの学校の出身者である。その他、盲人文字の改革に取り組んでいる人、中国民俗楽器の表現の研究をしている人、マッサージの研究をしている人、身体障害者楽団（オーケストラ）の団員として国内はもとよりアメリカや日本などでの海外演奏会にも参加している卒業生もいる。そして、多くの卒業生は、自立・独立をめざして全国の福祉工場で働いている。例えば、北京市内の福祉工場では、ゴム製品、紙製品、日常用品、化粧品な

どを取り扱う仕事に従事しているという。

5. 教育内容と施設・設備等

(1) 視力のこと

スネレン式視力表（E視標）を使っている。矯正視力（小数視力）で0.5以上の人は普通の小学校・中学校で教育を受けている。矯正視力0.5以下の人は盲人学校（盲学校）で教育を受ける。矯正視力0.5以下～0.03までを弱視といい普通文字（漢字）と点字を併用している。矯正視力0.03以下を盲と呼び点字教育をしている。矯正視力0.5以下～0.03までの弱視であっても、学校の設備（例えば照明）がいきとどいていない盲学校では点字を教えているという（滞在中北京では経験しなかったが、哈爾浜ではしばしば停電を経験した。中国では電力の供給がまだ十分でないからなのか、白佐他第1報の小学校でも、野崎他第2報の幼稚園でも教室や廊下の照明が不十分で照度不足が認められた。したがって弱視教育にも影響が出ていることは理解できる）。なお、中国では、弱智と呼ばれる障害児がいることに注意が必要である。弱智と弱視を混同してはいけない。弱智とは、我が国で言う精神遅滞（知能障害）を意味する言葉である。「智が弱い」とはさすがに漢字の国なのだという思いがした。我が国では最初、精神薄弱と表記したために現在、精神遅滞・精神発達遅滞・知能障害・知能遅滞などと言い、その呼称に苦勞している。

(2) 教育面での配慮

弱視児に対しては、普通の教育と目の健康に配慮されている。座席を前列にするとか、照明に配慮し十分な照度を保つとか、体操も取り入れている（気功とか太極拳のこと）。

(3) 眼疾と出現率

中国での視覚障害児の眼疾の主なものは、先天性白内障、無眼球・小眼球、視神経萎縮、白児眼、病気による合併症などである。視覚障害児の出現率については、全国集計データはないが1,000人当たり5人程度（約0.5%）であると海玉森校長が説明していた。そして国务院の下部組織である身体障害者年齢会では、視覚障害児の80%くらいを自立させるための教育方針を立てるように指導しているという。

(4) 教育内容・教科・教材

白佐他第1報で小学校の教科目を紹介しているが、盲学校での科目には普通小学校での科目と同様のものがある。思想品德（道徳）、国文（国語）、数学（算数）、自然（環境を含めた理科）、社会（政治・歴史）、体育、音楽、工作、労働、外国語などである。中学部では理科は物理学や化学もあって、中国での普通中学校の科目に準じている。更に、盲学校では、視覚障害に対応させた特別な科目がある。それは、生活、洗濯、自炊、家具類の操作、歩行、車・バスの乗り方、編み物、刺繍などである。

職業課程（北京市盲人学校の3年制の技術短大）では、琴の音声調律、按摩、マッサージ、自転車の修理の科目を学習する。中国での自転車の高利用率から見て「自転車の修理」という科目があることは理解できる。同時に視覚障害者の職業になっていることに興味を持った。し

かし中国では盲人の職業としての鍼灸は政府が許可していない。だから、中国の盲人は、日本の盲学校や日本の視覚障害者リハビリテーション関係施設に留学して鍼灸の技術を身につけるそうである。北京市盲人学校からも鍼灸の学習のために、日本に留学中の学生がいるそうである。我が国では従来は視覚障害者に半ば占有の職業として按摩・マッサージ・鍼・灸が位置付けられていたが、その後の規制緩和策で健常者にも按摩・マッサージ・鍼・灸が開放され、瞬く間に健常者がこの職業に進出し、視覚障害者は少数派になってしまったという歴史がある。現在我が国では視覚障害者の鍼灸師は視覚障害者の中のエリートである。中国では視覚障害者と健常者が按摩・マッサージと鍼・灸とで職業的住み分けができていようにも思われるが、鍼・灸の技能習得のために日本に留学していることが注目される。我が国の視覚障害者の鍼灸の技術を向上させるためには、むしろ中国に留学することが必要であるが、それはできない。我が国から留学しているのは健常者の鍼灸留学であるから、誠に奇妙な現象である。

また、職業課程は3年制であるが、1・2年生は学校内での専門の授業を受けるが、3年生になると社会での実習に出る。我が国に比べると実習期間は相当に長いようである。

物理学の実験器具では、例えば、コイル・U字型磁石・輪軸などは紙製の凸型自作教材に触ってから本物の実験器具に触らせる、電流計・電圧計のメーター部分のガラスをはずして文字を点字に変えてから触らせるようにするなどの工夫をしている。全盲の生徒は静電気の発生が箔検電器で視覚的に確認できないので、箔の開閉を音声に変換して耳から静電気の発生を知るというアイデア教具も自作したのだという。これは、生徒からのアイデアであったと説明された。

(5) 施設・設備等

校門を入ると中央やや左前方にコンクリート造りの小学校（小学部）の校舎があり、その向い側は厨房（食堂）の建物になっている。校門を入り右側に中学校（中学部）と技術短大（職業学校、高等部）の校舎がある。中学校と技術短大の校舎入口には大きな黒板が6枚おかれていて、色チョークによる絵入りの文字スローガンが書き込まれていた。校舎は決して新しくはなく、廊下の採光も照明も十分とはいえず、うす暗い室内であった。廊下も広いとはいえず、壁は床面から150 cm くらいの高さのところまで暗緑色に塗装されており、それより高いところは灰色であった。廊下は床面から約1 mの壁位置に木製の丸型の手すりが、両側に取り付けられていて良いアイデアで工夫されていると思った。

筆者らが見学を許された中学校（中学部）のあるクラスでは、5人の生徒が教師一人によって教えられていた。生徒は、黒板に向かって左右2列、前・中・後の3列に並んでいた。日本のオフィス用事務机をイメージさせる木製の机に木製の椅子が与えられていた。北京市盲人学校中学部の生徒が使用している机の机上面積は、我が国の盲学校で通常使用している机の机上面積に比べて広く便利そうであった（我が国の盲学校では、通常健常児が使用している学童用机を使っているから机上が狭く生徒にとっては不自由である）。窓際に中小7つの鉢植えの植物が置かれ、教室前面に黒板（黒板の上には五星紅旗の国旗がはられていた）が、後面にやや大きな絵画が掛けられていた。壁面には掲示物はなかった。生徒の机上には、全盲生徒の場合は

点字の教科書と点字盤が、弱視の生徒の場合は通常の教科書（拡大教科書ではない）と通常のノートが置かれていた。黒板は黒緑色で、白色チョークでの文字は線が細く、余り濃くかかれておらず5 cm角くらいであったから、遠距離視力（矯正）0.5の生徒では、中列での視認はかなり難しいのではないかと推測された。また、技術短大のある教室では、医学概論の授業がおこなわれていた。女性の教師が講義をしていたが、生徒には、点図（点で構成された絵図）入りの点字教科書があるわけでもなく、絵図入りの活字の教科書を使っているようでもなかった。もっぱら点字と活字だけで書かれている教科書風のものに触ったり読んだりしていた。

LL教室、点字タイプライター室（アメリカのパーキンスブレイラーと中国式の点字タイプライターが合計7台あった）、按摩教室・按摩実験室（教室に治療用ベットが8台無造作に置いてあるだけで、その他に掛け図が一つあるだけの部屋であった）の他にコンピュータ室もあった。コンピュータ室には5台のパーソナルコンピュータとドット式のプリンターが置かれていた。CRTディスプレイには電磁波・紫外線防止用のフィルターが取り付けられていて目の健康への配慮の姿勢がうかがわれた（我が国の盲学校ではこの配慮が十分ではない）。盲人歩行に使用する杖は、グリップ部はゴムラバー製でできていて石突きも装着されている直杖（ロングケーン）である。中央からグリップ部にかけて赤色に、中央から石突き部までが白色に塗られている白杖であった。ケーンテクニックは日本とほぼ同様である。

6. 視覚障害教育の方向と中国の特殊教育

北京市盲人学校の教育目標は、自立能力・社会適応能力の育成である。教育内容は、一般の中国の子供たちが受ける教育と同様の小学（小学校）、中学（中学校）の教育、そして職業教育である。しかし施設・設備は先進諸国の盲学校に比べるとまだ十分ではない（海玉森校長の話）。希望する支援としては、①子供たちの国際交流を進めるための支援、②子供たちに外国語能力を育成するための支援、③情報化社会に対応させたい、特にインターネットをやりたいのでコンピュータの支援を受けたい、④中国の盲学校の子供たちに思いやりを持ってほしい、差別をなくすための支援を受けたい、⑤中国にある身体障害者連合会に寄付をしてほしい、⑥中国の盲学校のために補助金や奨励金を出してほしい、⑦中国の盲学校の教員のために国際交流による勉強の機会を与えてほしい、以上7点があげられた。

北京市にある盲学校は北京市盲人学校一校だけである。北京市の人口は約1,100万人で、北京市盲人学校の1996年度の在籍生徒数は174名である。中国での視覚障害児の推定出現率0.5%から計算しても就学率は相当に低いと見なければならない。その原因は、一人っ子政策による出生率の低下だけでなく他にも理由がありそうだが不明である。一人っ子政策でも、生まれた子供が障害児であった場合には、もう一人子供をつくることが許されているようである。

中国でも、北京市盲人学校でも、多重障害児（我が国の重複障害児）の処遇が問題になっている。北京市盲人学校でも多重障害児が近年少しずつ増加する傾向にある。多重障害児は、今までは社会の邪魔物として扱われていたから外出することもできなかった。改革・開放路線で特殊学校や盲学校の建設が進み障害児の収容や教育も盛んになってきたので、その教育について

でも考えられるようになってきた。盲学校に在籍している多重障害児は、視覚障害に知能障害が重複している子供たちが多くなる傾向を示している。盲児は減少傾向を示し、弱視児が増加傾向を示している（この傾向は、我が国の視覚障害児の出現率でも同様の傾向を示している）。

中国の盲学校の数は、全国で28校である（盲・聾併置学校を除く）。普通の小学校の中に盲・聾学校として併置しているところの方が多状態である。地域や地方によっては、生活文化の違いから、盲学校を建設して大きな混乱を起こしたところもある。現在、中国には特殊教育に関して2つの考え方がある。①特殊学校を建設して教育していく考え方と、②一般の小・中学校内に特殊学級をつくって教育していく考え方の2つである。現代中国では、この2つの考え方による教育が実行されている。統計資料はないが、1996年現在での全中国での盲学校の在籍生徒数は推計で3～4千名である（海玉森校長の話）。

北京市盲人学校も改革・開放路線にのっているので近年、海外からの訪問者が多くなっている。そんな中で、1993年9月日本の大阪府立盲学校と友好交流校になることができ、現在、北京市盲人学校の生徒が大阪府立盲学校に留学している。今後、日本と韓国の視覚障害教育関係者との交流を重視していきたい、北京市盲人学校では柔道チームをつくっているのも日本と韓国で交流試合をやってみたい、日本の盲学校でやっているコンピュータ教育に驚いている、活字の文章が即時点字の文章になることなどに強い興味・関心を持っているので、是非、学んでみたいと海校長は話していた。持参した教材、世界で最初に刊行された触察学習絵本「テルミ」「昆虫図鑑」「恐竜図鑑」に大変感激していた。この技術を是非学びたいそうである。感謝された（「テルミ」とは、我が国の最先端技術を生かした発砲インクによる触察絵図を中心にした定期刊行学習絵本のこと。日本児童教育振興財団の発行。藤原が創刊以来編集ブレンをしていることから訪問記念にバックナンバーを持参した。）。我が国の視覚障害教育でもそうであったが、点字以外の触察可能な絵図教材の作成に苦勞していることがうかがえたので、こういう面での支援も今後の検討課題のように思われる。また北京市盲人学校の教員の中には、日本式の点字の学習・研究をしている人もいるとのことで、その姿勢には敬服させられた。我が国の盲学校の教員で諸外国の点字表記を学習・研究している人は皆無に近いからである。

海玉森校長は、ラジオで北海道の民謡を聞いているそうである。なかなか、意味がわからないが、メロディのどこかに中国大陸の感じが残っていると言っていた。

7. 現代中国の障害者・高齢者のこと

中国では障害児のことを残疾児、障害者のことを残疾人という。以前は廃人とか残廃人とかいわれていたらしいのだが不明である。北京市の現在の平均寿命は、男性63歳、女性65歳だという。全国平均はこれを下回っているらしい。高齢者は、養老院に入ることもできる。養老院は一般の高齢者が入る福祉施設であり、これとは別に光荣院という福祉施設がある。光荣院には、軍隊や社会で犠牲になった人の親、社会的貢献が大きかった人が高齢になったら入所する福祉施設であるという。

中国衛生省の1996年7月の発表によれば、中国全土で糖尿病患者が約2,000万人いるといわ

れ、その原因は、生活水準の向上だとされている。毎年、75万人が患者になっており、北京では、1995年に市民の5.3%が罹患していたという。このデータは1985年の5倍に達する数である。糖尿病との直接の因果関係はわからないが、中国人が最も愛飲する飲み物は現在のところコカ・コーラだという。全国30省の6万人に対する最近の調査でソフトドリンク部門の第1位になったのがコカ・コーラ、第3位がSpriteで、中国でのコカ・コーラの生産量は、年間3,600万箱でソフトドリンク部門の19%の市場を占めている。コカ・コーラの実業工場は1997年予定分も含めると、中国全土で23か所になり、コカ・コーラ社の中国における投資総額は、5億ドルになると言われている。

中国の総人口は1995年2月に12億人を越えた。世界の人口（1994年発行、国連の「世界人口白書」による）は、約56億6,000万人だから、約21.2%、地球人の約4.7人に1人は中国人ということになる。中国では、いわゆる「一人っ子政策」という人口抑制策（1973年から実施）を20年前から実施し、1970年度の出生率3.34%から1994年度出生率1.77%へと減少させてきた。しかし、総人口が膨大なため（生活水準の向上による死亡率の低下も原因となり）年間出生絶対数は年平均1,600万人にのぼり、総人口は増加し続けているのである。総人口12億人を越える時期は、20世紀末とされていたが予測が崩れた。また、農村部では、働き手としての男児欲しさから計画出産に反して多産現象も起こっていて、戸籍にのらない黒孩子（ヘイハイツ、「闇っ子」）の数も多いようである（女兒の間引きや障害児の間引きについても1995年、北京で開催された第4回国連世界女性会議で指摘された）。そして、2010年には中国の総人口は約14億7,500万人に達すると予測されている（1995年、海外経済協力基金と中国農業部による共同研究）。我が国も急速に高齢社会を迎えつつあるが、中国でも総人口に占める高齢者の比率と絶対数の上昇が、人口の急速な高齢化をもたらしている。1996年現在、中国では毎日約2万人が60歳の誕生日を迎えており、60歳以上の高齢者数は1億人を越えたという（1996年、中国高齢者科学研究センター）。そして、2003年頃には、60歳以上の高齢者数が1億3,000万人に到達し、総人口の10%を越えて世界最大の老年国になると予測されている。障害者もまた増加が予想されるし、高齢者で中途障害になる人も多くなると思われる。中国の障害者・高齢者の生涯教育や福祉は、隣国の我が国との共同研究も必要とされるのではないかとと思われる。

なお、障害児の就学については、白佐他の第1報でもふれているので、そちらを一読してほしい。

III 中華人民共和国障害児者教育条例（1994年）とそれに至る経過

次は、中国江蘇省鎮江医学院の周平（1994, 1996）氏による資料で、その要約を紹介する。

1. 1987年の障害児抽出調査から

1987年当時の中国の総人口は約11億5,000万人であった。障害児の抽出調査が全国規模で実施され、6歳から14歳までの障害児は約600万人存在することがわかった。その内、普通の小学校・中学校内で何とか学習できる子供が42.8%、特殊学校での教育が必要な子供が46.9%、

重度の障害があり教育が困難な子供が10.3%であった。社会・経済の発展に比例して教育の発展も考えられるようになり、障害児に対する特殊教育を義務教育制度の中に組み入れる政策の必要性が強調されるようになってきた。

2. 1987年以前の特殊教育の概要

1948年に盲・聾啞の生徒が教育を受けていた実数は3,380人だとされている。1949年10月1日に新中国が成立した。1951年の中央人民政府政務院による「学制改革の決定について」の決定書には、盲・聾などの特殊学校を設置すること、心身に障害を持っている児童の教育を施行することが明記されている。1958年盲・聾啞の生徒の学校教育在籍数が10,101人になった。その後、1966～1976年のプロレタリア文化大革命の動乱の影響を被り、1951～1965年に開校された特殊教育諸学校の全部が解散させられ、障害児の教育は放置された。1978年12月の中国共産党第11回第3次中央全会以後障害児教育立法措置が考えられるようになってきた。1978年の盲・聾啞他の生徒の学校教育在籍数は30,934人だとされている。1982年12月に中華人民共和国憲法が制定され、その第45条で、国家は盲・聾啞などその他の障害を持っている公民の生活・教育・労働を計画し援助すると言うことが初めて規定された。1985年5月中国共産党中央委員会は、9年の義務教育の実施と幼児教育と特殊教育の発展に努力することを宣言した。1986年には、盲・聾啞他の生徒の学校教育在籍数は47,175人になり着実に障害児教育が進展していることがわかる。1986年4月の第6回全国人民代表大会で、中華人民共和国義務教育法が成立した。その義務教育法第9条には、盲・聾・精神薄弱児に特殊教育諸学校（学級）を開設することが規定されている。1986年9月国務院は「義務教育法の実施に関する若干の問題提起」の通達を出し、特殊教育に関する教育計画、入学年齢、教育課程、学校の運営形態、教師養成等についてふれている。

3. 1989年からの特殊教育の発展

1989年5月、国務院は「特殊教育を発展させる若干の意見について」の通達を出した。この中で、障害児者教育の発展のために、その方針、政策、目標、任務、リーダー管理等の諸問題に対して具体的な規定を述べている。1990年に公布された中華人民共和国義務教育法実施細則では、特殊学校の設置問題についても規定している。

また、1991年5月から実施された「中華人民共和国障害児者保障法」は、特殊教育に関する総合的な法律である。同法の第18条には、国家は障害児者が教育を受ける権利を保障することを、中国で初めて明確に規定したものとされている。更に同法では、特殊教育の学校運営形式、教育内容とその水準、労働・就業、文化生活、福祉、環境、法的責任についてもふれられている。

そして、1994年8月、国務院から「障害児者教育条例」が公布された。同法は、1991年の中華人民共和国障害児者保障法と表裏一体的な法律であり、ここに、中国として最初の特殊教育に関する法体系の確立となったのである。障害児者教育条例は9章52条から構成されていて、障害幼児教育、義務教育、職業技術教育、普通後期中等教育、成人教育について明確に述べら

れている。1995年、盲・聾・精神薄弱特殊学校数は1,241校、普通学校内特殊学級数は4,004学級にまで増設され、特殊学校・特殊学級合計の在籍生徒数は21万1,400人に増加している。1993年度と比較すると、特殊学校が10.5%増、特殊学級が121.8%増、在籍生徒数は25.5%増になり、急速な発展をしている。

しかし、障害児者教育条例に基づいた具体的な取り組みには困難も生じているらしく、全国の障害児者全体の約60%が現在教育の対象になっているようである。困難を生じている理由としては、政治・経済・産業の状況もあるようだが、特殊教育担当教員の不足、生活・文化の違いや古い習慣から抜け出せないことなどからの就学拒否の問題も存在しているようである。障害児者の教育は、義務教育の中でもかなり遅れているともいえるが、まだ始まったばかりであるから、長い目で見ると必要があると思われる。我が国でも障害児教育が完全な義務教育になったのは1979年度からであるから時間が必要であろう。追いつけ、追い越せで、すべてを完全にということは、教育の場合、短時日で難しいのではないかと思う。

現在の中国での特殊教育の教育形態は、特殊教育諸学校・特殊学級を中核にして随班就読（一体化教育、我が国でいう統合教育にあたる）を推進しているように見える。随班就読のテンポが早すぎるようにも思うが、海外からの特殊教育の情報の加速度的流入も原因になっているものと思われる。中国的な特殊教育の発展があっても良いのではないだろうか。

4. 中華人民共和国障害児者教育条例（国務院令161号）について

条例の項目とその内容について簡単に紹介する。

(1) 第1章 総則

第1条～第9条で構成されている。第1条では、障害児者が教育を受ける権利を保障し、障害児者教育事業を発展させるため、「中華人民共和国障害児者保障法」と関連する国家の教育の法律として本条例を制定することが述べられている。

(2) 第2章 就学前教育

第10条～第12条で構成されている。第10条では、障害幼児の就学前教育の実施機関と保護者が就学前教育を受けさせることについて述べられている。実施機関は、①障害幼児教育機関、②普通幼児教育機関、③障害児童福利機関、④障害児童療育機関、⑤普通小学校の就学前班（班とは、我が国では学級の意味）、障害児特殊教育学校前班、となっている。

(3) 第3章 義務教育

第13条～第22条で構成されている。第17条では、適齢障害児童は、その条件によって次の方法により義務教育を受けることが規定されている。①普通学校で随班就読、②普通学校、児童福祉機関、その他の障害児童の特殊教育班を設置した機関で就学、③障害児童特殊教育学校で就学、となっている。第20条では、障害児童特殊教育学校（学級）のカリキュラムと教育大綱は国務院教育行政部門が制定し、教材は省級以上の人民政府教育行政部門が制定することが述べられている。

(4) 第4章 職業教育

第23条～第28条で構成されている。

(5) 第5章 普通高級中等教育及び成人教育

ここでいう普通高級中等教育とは、我が国では後期中等教育に相当している。第29条～第34条で構成されている。第29条では、国家の規定する入学基準に基づき、障害者（生徒）の入学を募集するべきであることと、その障害を理由に応募を拒むことはできないことが述べられている。第33条では、文盲（非識字者）をなくする教育は、15歳以上の学習能力を失っていない文盲（非識字者）、半文盲（半非識字者）障害者を含め実施されなければならないと述べられている。

(6) 第6章 教師

第35条～第42条で構成されている。第35条では、各級人民政府は、障害児者教育に従事する教師の養成と教育を重視しなければならないこと、彼らの地位と待遇を徐々に高める措置を取り、仕事の環境と条件を改善し、教師が生涯にわたり障害児者教育に従事できるよう奨励することが述べられている。第41条では、普通師範学校は、障害児者特殊教育を必須あるいは選択課程として、計画的に設置しなければならない、学生に必要な障害児者特殊教育の基礎知識と技能を身につけさせ、随班就読の障害児者の教育的養成に適応できるようにすることが規定されている（この条文は、我が国の水準をはるかに越えるものになっていることに注目する必要がある）。

(7) 第7章 物質条件と保障

第43条～第48条で構成されている。

(8) 第8章 賞と罰

第49条～第50条で構成されている。第49条は賞、第50条は罰についての規定である。第50条では、①国の定める規定により、障害児者の入学を受けつけるべきものを拒んだもの。この行為をしたものは、教育行政部門からその学校の責任を追及され、障害児者の入学を受けつけさせることになっている。②障害児者を侮辱し、体罰を与え、または殴打したもの。③障害児者教育経費を横領、流用、不法使用したもの。この②の行為をしたものは、「中華人民共和国治安管理処罰条例」違反として公安部機関から処罰される。そして②③の行為をし犯罪となったものは、法律によって刑事責任を追及されることが規定されている（我が国の障害児教育関係法令では、ここまではっきりと規定してはいないが場合によっては刑事責任の追及がある。しかし、中国の障害児者教育条例では特に①に関して明確に規定している点が注目される）。

(9) 第9章 附則

第51条～第52条で構成されている。第51条では、省、自治区、直轄市の人民政府は、本条例に基づき実施方法を制定することができると規定されている。

Ⅳ APEID での Zeng Quan 氏のオリジナル・レポート（1995）から

APEID とは、Asia and Pacific Programme of Educational for Development の略称でユネスコ日本支部が主催している。1995 年の APEID でのカンントリー・レポートのなかに、Zeng Quan 氏の「現在のさまざまな学校と、障害児の教育権の保障」と題した草稿（original draft）が入手できたので、その一部を紹介する。この Zeng Quan 氏のレポートにより 1994 年前後の中国における特殊教育事情の一部が理解できると思われる。

1. 序文

中国は 12 億の人口を抱え、その中に 5,000 万人以上の障害者がいる。全家庭の 18% が障害者を抱えている。そこで、障害者の能力を高める最も重要な方法は、彼らにとって最もふさわしい教育や身体的・精神的なケアを受けられる保障や訓練を受ける機会を得るために、特殊教育を発展させることである。それは、彼らの自立や社会生活への平等な参加の助けになるだけでなく、社会の物質的・精神的発達への貢献にも役立ち、国家建設のための影響力の一部となるであろう。セミナーのテーマに従って障害児学校への入学や、様々な形態の義務教育期間中の彼らの教育、地域の特徴や経済基盤、民族性等の地方情勢の観点にも焦点をあててみよう。

6 歳～14 歳までの障害児は約 600 万人を越えている。これらの児童に十分に教育を享受してもらうために、中国政府は特殊教育に人民教育システム（義務教育）と協力させて、その発展のために最善を尽くしている。この特殊教育の事業を補強するために、特殊教育を理解されやすく考えられた発展計画の中でいくつかの法律が作られている。いくつかの重要な法律とは、中華人民共和国憲法、義務教育法、障害児者保障法、障害児者教育条例である。長年月を要して多くの困難をのりこえた調査・研究の成果として、我々は特殊教育を義務教育に組み込み、それを成功させるために誓いを立てた。1994 年現在、全国に視・聴覚障害児や未発達児童（精神薄弱児）のために 1,241 の特殊教育諸学校ができ、21 万 2,400 人（注. 上述、周平氏の資料では 21 万 1,400 人になっている — 藤原）の生徒が通学している。その数は 1988 年と比べそれぞれ 115%、266.9% に上昇している。視覚障害児、聴覚障害児、未発達児（精神薄弱児）はそれぞれ 42%、60.3%、1,033% 増えている。ここでふれておかなければならないことは、1994 年の生徒数には複合学級（注. 障害児が普通学級に入る随班就読のことを意味しているのか — 藤原）で学んでいる約 4,000 人の視覚障害児や多くの未発達児（精神薄弱児）を含んでいないことである。四川省では、これらの生徒の数は、その 1994 年現在約 15 万人に達していた。

現在中国では、60% の視覚障害児・聴覚障害児・未発達児（精神薄弱児）が学校に通学し、これらの学校には 55,902 人のスタッフや教師がいて、その数は 1988 年に比べ 248% 増である。一般の幼稚園や初等学校の保育学級は障害児の入学を進めている。仮に条件が許されれば、特殊教育諸学校は保育園（注. 特殊教育諸学校の幼稚部を設置する意味 — 藤原）でのトレーニングクラスを設置すべきである。聴覚障害児のために 1,400 の聴力回復センターがあり、3 万 8,000 人の聴覚障害児と彼らの両親 3 万人が訓練を終了、または現在も継続中である。

2. 第2部 実践と発展（第1部 法律と政策については省略）

種々の特殊な地域の特殊教育の迅速な発展のために、我々は次の事がらを実行している。

(1) 計画の調査と作成

各省が就学前と学齢に達した障害児の分布状態とその数の調査を実施することを、人民教育委員会は要求した。医療施設の専門家や障害児者の健康管理部門、視・聴覚障害児者のための地方の学校は、調査や専門知識を持つ責任がある。

未発達児（精神薄弱児）の確定は（とりわけ軽度の者は）慎重にされなければならない。一般の手順は、①両親または教師が生徒の名を呼ぶ、②医療施設の専門家と教育部門の人が両親や教師と共に指名された生徒の家族や病歴、毎日の行動を調査したり、健康やIQ、学力などを検査する、③以上関係した全ての人々によって慎重に総合的に分析される、④省や地区の専門知識グループの関係者は、最終的にその事例が正しいことを立証するという事になっている。調査・検査、専門家の判断に関わる全ての関係者は、専門的に訓練されていなければならない。障害者が受けたIQテストは、その知能検査が科学的に信頼性の高いものでなければならない。未発達（精神薄弱）と確定された児童に対しては、定期的にチェックをしなければならない。もし以前の確定が間違いだと立証されたなら、直ちに適正な教育的処遇を考え正しい状態に戻されなければならない。田舎の地域での調査では検査や専門家の判断を行なうのが不可能であり、軽度の未発達（精神薄弱）と推測された児童は、一時的に他の生徒と一緒に学ぶことができる。未発達児（精神薄弱児）についての専門家の判断は、特殊教育を受けるためのみに使われ、その他の目的には使うことができない。彼らの氏名や公式記録は秘密にされなければならない。関係した管理者や研究員・教師はその資料の取り扱いが制限され、生徒の間に広まらないようにしなければならない。調査はとても重大で、慎重な辛い仕事である。

種々の地域の間で、極めて大きな違いがあるにも関わらず、地方の人民政府は、種々の方法により効果的な仕事をしている。四川省のNeijiang自治市の都市地区の教育委員会は、1992～1994年までに綿密で慎重な2つの調査をした。その委員会は、教育委員会と学校の人々で構成され、学齢に達した障害児の状態を調査するために、彼らの氏名・性別・生年月日・自宅の住所や両親の氏名・勤め先を記録している。それから彼らは教育委員会に結果を報告し、教育委員会からそのような子供を持つ親に、検査を実施する指定場所の通知をする。学校にいる児童のために、障害児の氏名はクラスの一般業務を受け持っている教師に委ねられる。その氏名は、主体となった町や村の教育委員会によりチェックされ、次に自治区の教育委員会へ報告される。自治区の教育委員会にある委員会は、障害児を検査するために学校へ赴く特別な訓練を受けた医師のグループで組織されている。そのようにした結果、2人の児童が視覚障害児、24人が聴覚障害児、378人が未発達児（精神薄弱児）と判定された。広西壮族自治区では、人々はいくつもの異なった言語を話し、交通の便の悪さで、山岳地域や情報の届かない状況のもとで散り散りに住んでいる。彼らは、あまり裕福ではなく、非常に古い思想を持っている。これらの要素を考慮しながら次の手段が取られた。

第1に、教師や生徒、町や村の組織や集団の助けで、障害を持っている可能性のある対象児を見つけ出す。第2に、町の病院の医師、地方の風習や言語を知っている町の教育部門の職員による調査・検査グループがつけられた。特別な訓練を受けながら、彼らは詳細な報告を教師に伝え、協力と支援のために障害児と彼らの両親を訪問した。もし何の検査用具もなかったなら、彼らは視力測定表（スネレン式E視標）の代わりに指を使い、聴力測定器の代わりに銅の笛を使った。人民教育研究協会によって編集された簡単な方法のIQテストハンドブックが使用された。非常に多数の未発達児（精神薄弱児）を調査・検査するために十分な専門家がいなかったため、多くのトレーニング授業が開かれた。その作業は円滑に首尾よく行なわれた。

全ての省や自治地区、自治市は、現状を知るにつれ、直ちに政府の要求と一致した実地的な計画を作り、様々な段階で目的を達成した。全ての省や市や町、学校は独自の計画を作り、目標を設定した。吉林省を例に挙げ説明する。1992年度内に、80%の障害児に初等義務教育を受けさせるために、吉林省を3つの地域に区分けし、それぞれのグループに異なった次のような就学割合を課した。長春と四平、他の7つの都市は90%、Yushu, Hui-Chunと他の21郡は80%、Wenhe, Changbaiと9つの郡は70%という就学目標を設定して取り組んだのである。〈(2)増加する出資と広がる参加, (3)教員の訓練とその待遇改善, (4)地方事情の観点から見た特殊教育の発展, (5)政府の活動・管理・点検の強化, については省略する〉

なお、現在、中国では、特殊教育の第9次5か年計画（1996—2000）に入っているらしい。今回の筆者らの研修では、これらの関係資料を得ることができなかったことを付記する。

V お わ り に

この研修で温かく熱心なガイドを引き受けてくれた中国青年旅行社の杜建春氏、現地ガイドの宇東東さん、李魏さん（黒龍江省大学日本語科教員）、北京での学校訪問時の特別専門通訳の郑可人氏（北京物資学院大学会計学部教員）、アドバイスと資料を頂戴した国立特殊教育総合研究所研究室長志村洋先生、翻訳の藤原舞果さん、以上の方々に深甚なる謝意を表します。

VI 文 献

- 1) 周 平 (1996) : 1994 年中華人民共和国障害児者教育条例とその背景. 特殊教育学研究, 第 34 卷第 2 号. pp.33-39.
- 2) Zeng Quan (1995): Running Varied School's and Guaranteeing the Educational Right of the Handicapped Children. APEID, Original Draft. pp.1-17.

(1997 年 4 月 26 日)

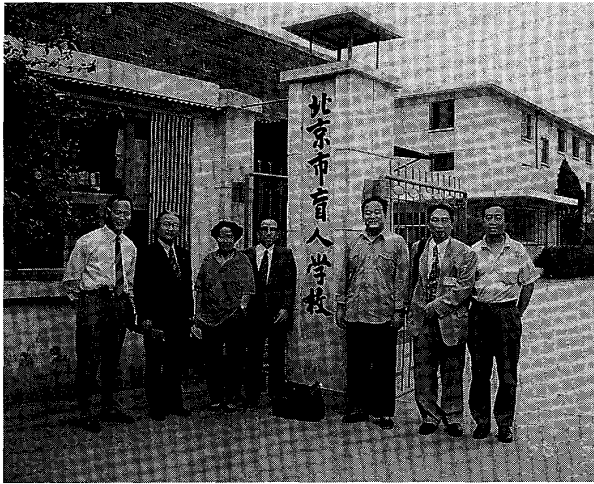


図1 北京市盲人学校正門前で
(右から3人目が校長先生)

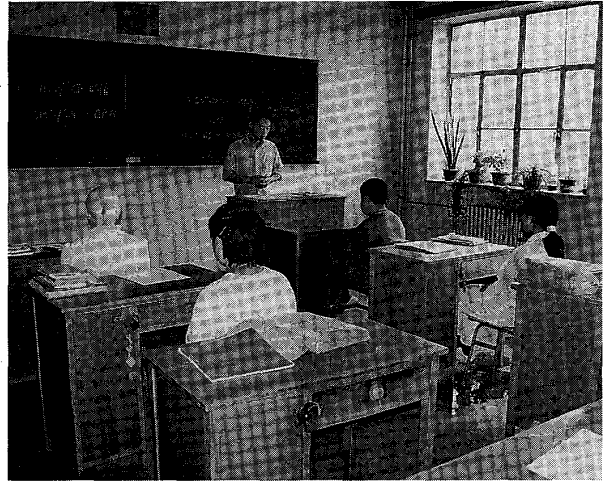


図2 北京市盲人学校中学(部)の授業
(教室の様子)

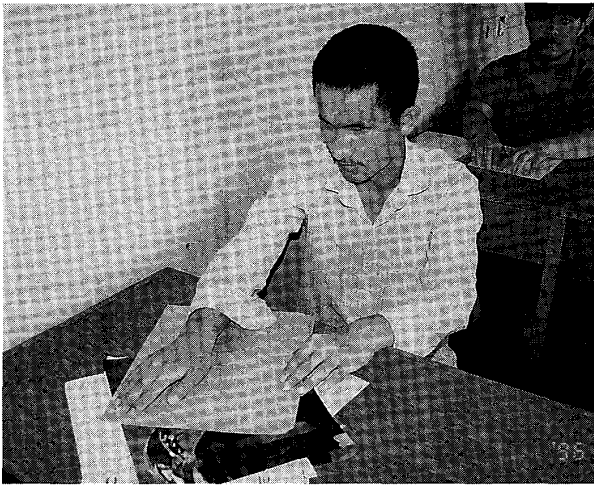


図3 北京市盲人学校専門部の授業
(点字を触読する生徒)



図4 北京の商店街 王府井を白杖歩行する2人の盲人



図5 天津市の古文化街で買い物を楽しむ下肢障害者(三輪車椅子)

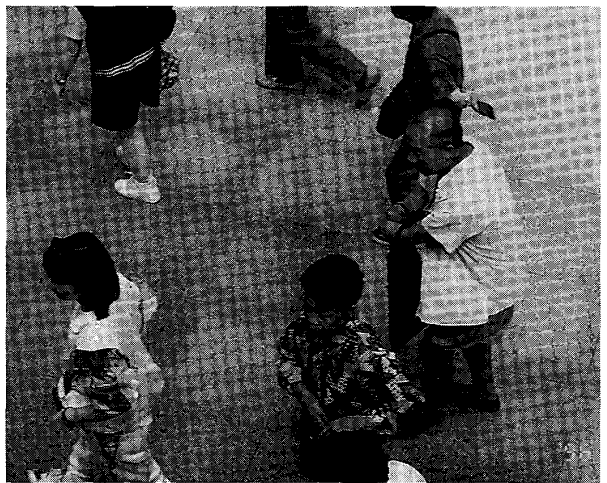


図6 天津市の南市食品街の路上で物乞いをする上肢障害者(両手首切断者)